

報告第1号

矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

矢巾町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第8号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和3年4月23日提出

矢巾町長 高橋昌造

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町税条例等の一部を改正する条例

(矢巾町税条例の一部改正)

第1条 矢巾町税条例(昭和30年矢巾町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(各号に掲げるものに関しては、別に定める。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>	<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(各号に掲げるものに関しては、別に定める。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>

(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(9) 〔略〕

(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(9) 〔略〕

(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、町内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの

2 [略]

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第37条の3の2 [略]

2・3 [略]

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

5 [略]

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）
第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当

(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄付をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）

2 [略]

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第37条の3の2 [略]

2・3 [略]

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する条件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 [略]

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）
第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当

該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

2・3 〔略〕

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 〔略〕

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下本条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) 〔略〕

2 〔略〕

(退職所得申告書)

第53条の9 〔略〕

2 〔略〕

〔新設〕

該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

2・3 〔略〕

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 〔略〕

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) 〔略〕

2 〔略〕

(退職所得申告書)

第53条の9 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の退職手当等の支払いを受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払いをする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する

〔新設〕

（環境性能割の税率）

第78条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

（1）法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

（2）法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

（3）〔略〕

附 則

（個人の町民税の所得割の非課税の範囲等）

第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第34条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第26条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払いをする者に受理されたとき」とあるのは「支払いをする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

（環境性能割の税率）

第78条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

（1）法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

（2）法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

（3）〔略〕

附 則

（個人の町民税の所得割の非課税の範囲等）

第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第34条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第26条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 〔略〕

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 〔略〕

2 〔略〕

3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

2・3 〔略〕

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 〔略〕

2 〔略〕

3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 15 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。
- 17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 18 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 19 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

- 9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 15 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- [削除]
- 16 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 17 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 18 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零
(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する特例対象資産にあつては、零)とする。

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 〔略〕

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、

第11条 〔略〕

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又

当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の

は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の

固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第12条の3 平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の算定については、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第5号）附則第18条第1項の規定に基づき、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当

固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第12条の3 令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の算定については、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第22条第1項の規定に基づき、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当

該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[略]

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第77条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 [略]

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3・4 [略]

（特別土地保有税の課税の特例）

の条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[略]

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第77条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 [略]

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3・4 [略]

（特別土地保有税の課税の特例）

第16条の2 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号及び第125条の8中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額とする。

3～5 〔略〕

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条の3の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

第16条の2 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号及び第125条の8中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額とする。

3～5 〔略〕

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条の3の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

5 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔略〕

5 〔略〕

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第79条の規程の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の右欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の左欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の右欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の左欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第16条の4 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
2・3 [略]
(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)
第32条 [略]
〔新設〕

軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の右欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の左欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第16条の4 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
2・3 [略]
(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)
第32条 [略]
2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

(矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
第2条 矢巾町税条例等の一部を改正する条例(令和2年矢巾町条例第18号)の一部を次のように改正する。
第2条の改正規定の表中矢巾町税条例第49条、第51条及び第53条の改正に係る部分を次のように改める。

(法人の町民税の申告納付)
第49条 [略]
2～8 [略]
9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている。法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第

(法人の町民税の申告納付)
第49条 [略]
2～8 [略]
9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている。法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第

11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 〔略〕

15 第12項前段の規定を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 〔略〕

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第51条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる

11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 〔略〕

15 第12項前段の規定を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 〔略〕

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第51条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の4第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる

期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) [略]

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第53条 [略]

2 [略]

3 第51条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第53条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附則第4条を次のように改める。

期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) [略]

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第53条 [略]

2 [略]

3 第51条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の4第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第53条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

改正前	改正後
<p>附 則 (納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められている日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税</p>	<p>附 則 (納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められている日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第53条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント</p>

法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められている日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第53条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。

以下に定められている日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第53条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第53条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定による改正後の矢巾町税条例附則第6条の規定 令和4年1月1日

(2) 第1条の規定による改正後の矢巾町税条例第27条第2項、第32条第1号及び第37条の3の3第1項の規定並びに同条例附則第5条第1項の規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第2条による改正規定 令和4年4月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の矢巾町税条例(以下「新条例」という。)第35条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税

義務者がこの条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄付金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の矢巾町税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第35条の7第1項第1号に規定する寄付金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例第37条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第37条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例第37条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第37条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第37条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第37条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第37条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第10条の2第18項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に

規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第18項の規定の適用については、同条中「中小企業等経営強化法第50条第2項」とあるのは「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第2号

令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第15号）の専決処分に係る報告について

令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第15号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号及び第6号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和3年4月23日提出

矢巾町長 高橋昌造

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号及び第6号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日
矢巾町長 高橋昌造

令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第15号）

令和2年度矢巾町の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183,006千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,045,964千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入 歳入 歳出 予算 補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		179,705	△ 10,364	169,341
	1 地方揮発油譲与税	42,456	20	42,476
	2 自動車重量譲与税	134,007	△ 10,422	123,585
	3 森林環境譲与税	3,242	38	3,280
3 利子割交付金		1,962	331	2,293
	1 利子割交付金	1,962	331	2,293
4 配当割交付金		6,854	△ 611	6,243
	1 配当割交付金	6,854	△ 611	6,243
5 株式等譲渡所得割交付金		5,390	1,892	7,282
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,390	1,892	7,282
6 法人事業税交付金		31,955	1,739	33,694
	1 法人事業税交付金	31,955	1,739	33,694
8 環境性能割交付金		19,569	△ 11,341	8,228
	1 環境性能割交付金	19,569	△ 11,341	8,228
10 地方交付税		1,851,841	153,973	2,005,814
	1 地方交付税	1,851,841	153,973	2,005,814
11 交通安全対策特別交付金		4,358	849	5,207
	1 交通安全対策特別交付金	4,358	849	5,207
12 分担金及び負担金		140,150	△ 1,701	138,449
	1 負担金	140,150	△ 1,701	138,449
14 国庫支出金		4,711,616	28,520	4,740,136
	1 国庫負担金	1,111,648	△ 10,053	1,101,595
	2 国庫補助金	3,597,081	38,573	3,635,654
15 県支出金		935,790	24,319	960,109
	1 県負担金	533,377	△ 2,232	531,145
	2 県補助金	338,721	26,692	365,413
	3 委託金	63,692	△ 141	63,551

款	項	補正前の額	補正額	計
21 町	債	616,406	△ 4,600	611,806
	1 町 債	616,406	△ 4,600	611,806
補正されなかった款項にかかる金額		6,357,362		6,357,362
歳 入 合 計		14,862,958	183,006	15,045,964

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		130,489	0	130,489
	1 議 会 費	130,489	0	130,489
2 総 務 費		4,567,622	238,289	4,805,911
	1 総 務 管 理 費	4,335,460	242,789	4,578,249
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	69,330	△ 4,500	64,830
	5 統 計 調 査 費	16,101	0	16,101
3 民 生 費		3,982,807	△ 34,731	3,948,076
	1 社 会 福 祉 費	1,796,831	△ 3,204	1,793,627
	2 児 童 福 祉 費	2,185,976	△ 31,527	2,154,449
4 衛 生 費		802,944	△ 1,220	801,724
	1 保 健 衛 生 費	325,033	△ 1,220	323,813
5 労 働 費		30,418	0	30,418
	1 労 働 諸 費	30,418	0	30,418
6 農 林 水 産 業 費		587,910	△ 3,689	584,221
	1 農 業 費	568,692	△ 3,727	564,965
	2 林 業 費	19,218	38	19,256
7 商 工 費		213,611	△ 476	213,135
	1 商 工 費	213,611	△ 476	213,135
8 土 木 費		1,715,940	△ 4,419	1,711,521
	2 道 路 橋 梁 費	961,427	0	961,427
	4 都 市 計 画 費	631,906	△ 1,219	630,687
	5 住 宅 費	58,298	△ 3,200	55,098
9 消 防 費		407,230	△ 829	406,401
	1 消 防 費	407,230	△ 829	406,401

10 教 育 費		1, 122, 448	△ 9, 919	1, 112, 529
	1 教 育 総 務 費	129, 976	0	129, 976
	2 小 学 校 費	235, 989	△ 1, 065	234, 924
	3 中 学 校 費	140, 918	△ 2, 870	138, 048
	4 社 会 教 育 費	253, 565	△ 4, 101	249, 464
	5 保 健 体 育 費	362, 000	△ 1, 883	360, 117
補正されなかった款項にかかる金額		1, 301, 539		1, 301, 539
歳 出 合 計		14, 862, 958	183, 006	15, 045, 964

第2表

繰越明許費補正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
6 農林水産業費	1 農業費	産地生産基盤パワーアップ事業	1,241	1,029
		いわて型野菜トップモデル産地創造事業	311	256
計			1,552	1,285

第3表

地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地整備事業	2,800	普通貸借又は証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	1,600	普通貸借又は証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公営住宅整備事業	15,900				13,900			
史跡公園建設事業	14,800				14,000			
体育施設整備事業	5,500				5,000			
減収補てん債	8,000				7,900			

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,749,261		3,749,261
2 地 方 譲 与 税	179,705	△10,364	169,341
3 利 子 割 交 付 金	1,962	331	2,293
4 配 当 割 交 付 金	6,854	△611	6,243
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,390	1,892	7,282
6 法 人 事 業 税 交 付 金	31,955	1,739	33,694
7 地 方 消 費 税 交 付 金	672,088		672,088
8 環 境 性 能 割 交 付 金	19,569	△11,341	8,228
9 地 方 特 例 交 付 金	33,253		33,253
10 地 方 交 付 税	1,851,841	153,973	2,005,814
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,358	849	5,207
12 分 担 金 及 び 負 担 金	140,150	△1,701	138,449
13 使 用 料 及 び 手 数 料	76,464		76,464
14 国 庫 支 出 金	4,711,616	28,520	4,740,136
15 県 支 出 金	935,790	24,319	960,109
16 財 産 収 入	68,046		68,046
17 寄 附 金	597,621		597,621
18 繰 入 金	533,887		533,887
19 繰 越 金	471,702		471,702
20 諸 収 入	155,040		155,040
21 町 債	616,406	△4,600	611,806
歳 入 合 計	14,862,958	183,006	15,045,964

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	130,489		130,489	57			△57	
2 総務費	4,567,622	238,289	4,805,911	△21,195			259,484	
3 民生費	3,982,807	△34,731	3,948,076	△4,652			△30,079	
4 衛生費	802,944	△1,220	801,724	1,780			△3,000	
5 労働費	30,418		30,418	2,000			△2,000	
6 農林水産業費	587,910	△3,689	584,221	△1,338	△1,200	△1,701	550	
7 商工費	213,611	△476	213,135	38,914			△39,390	
8 土木費	1,715,940	△4,419	1,711,521	24,450	△2,000		△26,869	
9 消防費	407,230	△829	406,401	3,108			△3,937	
10 教育費	1,122,448	△9,919	1,112,529	9,715	△1,300		△18,334	
11 災害復旧費	3,180		3,180					
12 公債費	1,289,358		1,289,358					
13 諸支出金	1		1					
14 予備費	9,000		9,000					
歳出合計	14,862,958	183,006	15,045,964	52,839	△4,500	△1,701	136,368	

歳

入

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	42,456	20	42,476	1 地方揮発油譲与税	20	地方揮発油譲与税の増 20
計	42,456	20	42,476			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	134,007	△10,422	123,585	1 自動車重量譲与税	△10,422	自動車重量譲与税の減 △10,422
計	134,007	△10,422	123,585			

(款) 2 地方譲与税

(項) 3 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税	3,242	38	3,280	1 森林環境譲与税	38	森林環境譲与税の増 38
計	3,242	38	3,280			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

1 利子割交付金	1,962	331	2,293	1 利子割交付金	331	利子割交付金の増 331
計	1,962	331	2,293			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

1 配当割交付金	6,854	△611	6,243	1 配当割交付金	△611	配当割交付金の減 △611
計	6,854	△611	6,243			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	5,390	1,892	7,282	1 株式等譲渡所得割交付金	1,892	株式等譲渡所得割交付金の増 1,892
計	5,390	1,892	7,282			

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	31,955	1,739	33,694	1 法人事業税交付金	1,739	法人事業税交付金の増 1,739
計	31,955	1,739	33,694			

(款) 8 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金	19,569	△11,341	8,228	1 環境性能割交付金	△11,341	環境性能割交付金の減 △11,341
計	19,569	△11,341	8,228			

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	1,851,841	153,973	2,005,814	1 地方交付税	153,973	特別交付税の増 153,973
計	1,851,841	153,973	2,005,814			

(款) 11 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

1 交通安全対策特別交付金	4,358	849	5,207	1 交通安全対策特別交付金	849	交通安全対策特別交付金の増 849
計	4,358	849	5,207			

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

3 農林水産業費負担金	5,792	△1,701	4,091	1 農業費負担金	△1,701	農地耕作条件改善事業分担金の減	△1,701
計	140,150	△1,701	138,449				

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,110,964	△10,053	1,100,911	2 障害者自立支援給付費負担金	400	障害者医療費負担金の増	400
				4 児童手当交付金	△9,685	被用者児童手当交付金の減 非被用者児童手当交付金の減 被用者3歳以上中学校修了前交付金の減 特例給付交付金の減	△3,330 △3,469 △2,810 △76
				5 児童福祉施設費負担金	△768	施設等利用費交付金の減	△768
計	1,111,648	△10,053	1,101,595				

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	3,157,677	12,882	3,170,559	1 地方創生推進交付金	17,804	地方創生推進交付金の減 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増	△2,988 20,792
				2 個人番号カード交付事業費等補助金	△4,743	個人番号カード交付事業費補助金の減 個人番号カード交付事務費補助金の減	△4,472 △271
				3 公共施設等先進的CO ₂ 排出削減対策モデル事業補助金	8	公共施設等先進的CO ₂ 排出削減対策モデル事業補助金の増	8
				4 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	△187	社会保障・税番号制度システム整備費補助金の減	△187

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	118,161	93	118,254	2 児童福祉費補助金	93	子ども・子育て支援交付金の増 5,919 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の増 417 施設整備補助金の減 △3,439 保育対策総合支援事業費補助金の減 △1,033 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金の減 △1,690 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金の減 △81
4 土木費国庫補助金	197,176	27,000	224,176	1 道路橋梁費補助金	27,000	臨時道路除雪事業費補助金 27,000
5 教育費国庫補助金	86,970	△1,402	85,568	1 教育振興費補助金	△376	特別支援教育就学奨励費補助金の減 △376
				2 文化財保護費補助金	△74	埋蔵文化財活用事業補助金の減 △31 文化資源活用事業費補助金の減 △43
				3 史跡公園建設費補助金	△900	史跡等総合活用整備事業補助金の減 △900
				6 学校管理費補助金	△52	学校保健特別対策事業費補助金の減 △52
計	3,597,081	38,573	3,635,654			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	533,097	△2,332	530,765	6 児童手当負担金	△1,948	被用者児童手当負担金の減 △360 非被用者児童手当負担金の減 △867 被用者3歳以上中学校修了前負担金の減 △702 特例給付負担金の減 △19
				7 児童福祉施設費負担金	△384	施設等利用費負担金の減 △384
2 衛生費県負担金	280	100	380	1 未熟児養育医療費負担金	100	未熟児養育医療費負担金の増 100
計	533,377	△2,232	531,145			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	11,739	28,801	40,540	3 地域経営推進費補助金	△114	地域経営推進費補助金の減	△114
				4 結婚新生活支援事業費補助金	△237	結婚新生活支援事業費補助金の減	△237
				9 新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助金	29,152	新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助金の増	29,152
2 民生費県補助金	126,379	1,847	128,226	1 社会福祉総務費補助金	△545	重度心身障害者医療費助成事業補助金の減	△545
				2 障害福祉事業費補助金	△1,551	在宅重度障害者家族介護慰労手当支給事業費補助金の減 医療的ケア児等非常用発電機整備事業補助金の減	△13 △1,538
				4 介護保険運営事業費補助金	△2	介護保険事業費補助金の減	△2
				5 児童福祉費補助金	3,996	子ども・子育て支援交付金の増 岩手県施設型給付費補助金の減 産休等代替職員費補助金の減 保育対策総合支援事業費補助金の増 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金の減 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金の減	4,829 △226 △274 293 △487 △139
				6 母子福祉費補助金	△51	子ども医療費助成事業補助金の減 妊産婦医療費助成事業補助金の増 ひとり親家庭医療費助成事業補助金の減	△286 315 △80
3 衛生費県補助金	7,303	△108	7,195	1 保健衛生費補助金	△108	自殺対策強化事業費補助金の減	△108
4 農林水産業費県補助金	176,618	△1,522	175,096	1 農業委員会費補助金	96	農地利用最適化交付金の増	96

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				2 農業振興費補助金	△1,618	環境保全型農業直接支払交付金の減 △1,010 人・農地問題解決加速化支援事業補助金の減 △63 農地中間管理事業機構集積協力金の減 △334 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の減 △211
5 土木費県補助金	2,710	△2,532	178	1 住宅費補助金	△2,532	被災者住宅再建支援事業補助金の減 △1,332 生活再建住宅支援事業補助金の減 △1,200
6 教育費県補助金	2,498	△72	2,426	1 被災児童生徒就学援助補助金	△6	被災児童生徒就学援助補助金の減 △6
				2 部活動指導員配置事業補助金	△66	部活動指導員配置事業補助金の減 △66
8 商工費県補助金	11,474	278	11,752	1 商工振興費補助金	278	地域企業経営継続支援事業費補助金の増 278
計	338,721	26,692	365,413			

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

1 総務費委託金	54,979	△28	54,951	1 総務費委託金	△28	いわてグラフ世帯配布委託金の減 △28
2 民生費委託金	326	6	332	2 児童福祉費委託金	6	社会福祉統計福祉事務所等事務費交付金 6
5 土木費委託金	6,482	△119	6,363	2 都市計画費委託金	△119	開発許可取扱委託金の減 △34 建築確認調査事務委託金の減 △85
計	63,692	△141	63,551			

(款) 21 町債

(項) 1 町債

1 農林水産業債	15,800	△1,200	14,600	1 農地整備事業債	△1,200	公共事業等債の減	△1,200
2 土木債	187,100	△2,000	185,100	2 公営住宅整備事業債	△2,000	公営住宅建設事業債の減	△2,000
4 教育債	20,300	△1,300	19,000	1 史跡公園建設事業債	△800	一般補助施設整備等事業債の減	△800
				2 体育施設整備事業債	△500	防災対策事業債の減	△500
6 減収補てん債	8,000	△100	7,900	1 減収補てん債	△100	減収補てん債の減	△100
計	616,406	△4,600	611,806				

歳

出

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	130,489	0	130,489	57			△57		財源更正	
計	130,489	0	130,489	57			△57			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	3,199,725	△4,018	3,195,707	△6,484			2,466	10 需用費	△5	◎乳児特別定額給付金給付事業の減 ○乳児特別定額給付金給付事業の減 消耗品費 通信運搬費 乳児特別定額給付金	△4,018 △4,018 △5 △13 △4,000
								11 役務費	△13		
								18 負担金、補助及び交付金	△4,000		
2 文書広報費	52,913	0	52,913	1,149			△1,149			財源更正	
5 財産管理費	209,061	△4,804	204,257	△4,612			△192	1 報酬	△26	◎財産管理事業の減 ○公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業の減 会計年度任用職員報酬 普通旅費 消耗品費 エネルギーマネジメントシステム運用業務委託料 エネルギーマネジメント効果検証業務委託料 工事請負費	△196 △196 △26 △103 △16 △6 △7 △38
								8 旅費	△103		
								10 需用費	△16		
								12 委託料	△13		
								14 工事請負費	△1,518		
								17 備品購入費	△3,128		
									◎庁舎管理運営事業の減 ○庁舎管理事業の減 工事請負費	△1,480 △1,480 △1,480	

1 議会費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
									◎車両管理運営事業の減 △3,128 ○車両管理事業の減 △3,128 公用車購入費 △3,128	
6企画費	476,222	△19,630	456,592	△10,137			△9,493	8旅 費	△393	◎企画事業の減 △19,630 ○町づくり事業の減 △6,875 普通旅費 △152 消耗品費 △6,723
								10需 用 費	△7,728	○地方創生事業の減 △12,755 費用弁償 △241 消耗品費 △774 印刷製本費 △231
								12委 託 料	△11,509	地方創生事業委託料 △6,000 メディカルフィットネス推進 事業業務委託料 △5,509
8財政調整 基金費	181,751	272,003	453,754				272,003	24積 立 金	272,003	◎財政調整基金積立事業の増 272,003 ○財政調整基金積立事業の増 272,003 財政調整基金積立金 272,003
9コミュニ ティ対策 費	21,837	0	21,837	3,217			△3,217			財源更正
10電子計算 費	138,237	△762	137,475	602			△1,364	11役 務 費	△225	◎電子計算事業の減 △762 ○電子計算業務運営事業の減 △762 通信運搬費 △225 ウェブ会議環境構築委託料 △143
								12委 託 料	△515	テレワーク検証環境構築委託 料 △372 臨時窓口用備品購入費 △22
								17備 品 購 入 費	△22	
計	4,335,460	242,789	4,578,249	△16,265			259,054			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	69,330	△4,500	64,830	△4,930			430	12 委託料	△44	◎戸籍住民基本台帳事業の減 ○戸籍住民基本台帳事業の減 住民記録システム改修業務委託料 マイナンバー関連業務交付金	△4,500
								18 負担金、補助及び交付金	△4,456		△4,500
計	69,330	△4,500	64,830	△4,930			430				

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

2 指定統計費	11,460	0	11,460					10 需用費	△104	◎指定統計事業 ○指定統計調査事業 消耗品費 通信運搬費 国勢調査市町村交付金返還金 経済センサス市町村交付金返還金		
								11 役務費	△92		△104	△92
								22 償還金、利子及び割引料	196		163	33
計	16,101	0	16,101									

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	352,904	△1,610	351,294	△558			△1,052	11 役務費	△80	◎重度心身障害者医療費事業の減 ○重度心身障害者医療費助成事業の減 医療給付費	△1,130	
								18 負担金、補助及び交付金	△400		△1,130	△1,130
								19 扶助費	△1,130		△480	△480
										◎新型コロナウイルス感染症対策生活支援事業の減 ○新型コロナウイルス感染症対策生活支援事業の減 通信運搬費 新型コロナウイルス感染症対策要保護世帯等支援給付金		

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2障害福祉費	682,157	△1,594	680,563	△1,151			△443	17備品購入費 19扶助費	△1,538 △56	◎障害者支援事業の減 ○障害者給付事業の減 非常用発電機購入費 在宅重度障害者家族介護慰労手当	△1,594 △1,594 △1,538 △56
3老人福祉費	691,372	0	691,372	△2			2			財源更正	
5保養センター費	50,218	0	50,218	6,740			△6,740			財源更正	
計	1,796,831	△3,204	1,793,627	5,029			△8,233				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉総務費	220,657	△4,016	216,641	△1,247			△2,769	1報酬	△318	◎健全育成事業の減 ○児童館運営事業の減 工事請負費	△514 △514 △514
								3職員手当等	△61		
								8旅費	△92	◎子育て世帯への臨時特別給付金 給付事業の減	△3,209
								10需用費	△57	○子育て世帯への臨時特別給付 金給付事業の減	△3,209
								11役務費	△601	会計年度任用職員報酬	△73
								12委託料	△583	会計年度任用職員手当等 費用弁償	△61 △58
								14工事請負費	△514	印刷製本費 通信運搬費	△55 △589
								18負担金、補助 及び交付金	△1,790	委託料 臨時特別給付金	△583 △1,790

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									◎認定こども園施設型給付事業の増 6,000 ○認定こども園施設型給付事業の増 6,000 認定こども園施設型給付費 6,000 ◎地域型保育給付事業の減 △3,000 ○地域型保育給付事業の減 △3,000 地域型保育給付費 △3,000	
4母子福祉費	130,763	△6,797	123,966	△51			△6,746	12委託料 △1,692 19扶助費 △5,105	◎母子福祉医療費助成事業の減 △6,797 ○子ども医療費助成事業の減 △5,351 審査委託料 △1,692 医療給付費 △3,659 ○妊産婦医療費助成事業の減 △1,446 医療給付費 △1,446	
計	2,185,976	△31,527	2,154,449	△9,681			△21,846			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1保健衛生総務費	174,917	△208	174,709	418			△626	1報酬 △35 7報償費 △152 8旅費 △8 10需用費 △13	◎精神保健事業の減 △208 ○精神保健事業の減 △208 自殺対策計画審議会委員報酬 △35 謝礼 △152 特別旅費 △8 消耗品費 △13
2予防費	150,116	△1,012	149,104	1,362			△2,374	17備品購入費 △1,012	◎感染症総合対策事業の減 △1,012 ○新型コロナウイルス感染症対策事業の減 △1,012

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

										感染症対策備品購入費	△1,012
計	325,033	△1,220	323,813	1,780			△3,000				

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

1労働諸費	30,418	0	30,418	2,000			△2,000			財源更正	
計	30,418	0	30,418	2,000			△2,000				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1農業委員会費	31,388	96	31,484	96				1報酬	96	◎農業委員会総務事業の増 ○農業委員会総務事業の増 農業委員報酬	96 96 96
2農業総務費	57,104	△76	57,028	△277			201	10需用費	△76	◎農政対策事業の減 ○農産物消費者PR事業の減 消耗品費	△76 △76 △76
3農業振興費	46,515	△681	45,834	△127			△554	7報償費	△63	◎農業振興事業の減 ○農地中間管理事業の減 農地中間管理機構集積協力金 交付金	△333 △333 △333
								18負担金、補助及び交付金	△618		

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									◎農業生産振興対策事業の減 ○産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の減 産地生産基盤パワーアップ事業補助金 いわて型野菜トップモデル産地創造事業補助金	△267 △267 △212 △55	
4畜産業費	3,808	△20	3,788	△20			18負担金、補助及び交付金	△20	◎畜産生産振興事業の減 ○畜産振興総合対策事業の減 矢巾町繁殖牛出荷支援事業補助金	△20 △20 △20	
5農地費	199,630	△3,046	196,584	△1,010	△1,200	△1,701	865	14工事請負費 18負担金、補助及び交付金	△1,700 △1,346	◎農業基盤整備事業の減 ○農地等整備事業の減 環境保全型農業直接支払交付金 ○農地耕作条件改善事業の減 工事請負費	△3,046 △1,346 △1,346 △1,700 △1,700
計	568,692	△3,727	564,965	△1,338	△1,200	△1,701	512				

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

1林業振興費	19,218	38	19,256				38	24積立金	38	◎林業総務事業の増 ○林業総務事業の増 森林環境譲与税積立金	38 38 38
計	19,218	38	19,256				38				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2商工振興費	164,025	△476	163,549	38,255			△38,731	8旅費	△76	◎商工業振興事業の減	△476
								12委託料	△400	○商工業振興事業の減 特別旅費	△476 △76
										ロゴ制作業務委託料	△200
										警備業務委託料	△200
4観光費	6,138	0	6,138	659			△659			財源更正	
計	213,611	△476	213,135	38,914			△39,390				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2道路維持費	486,518	0	486,518	27,000			△27,000			財源更正	
計	961,427	0	961,427	27,000			△27,000				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1都市計画総務費	221,734	0	221,734	1,201			△1,201			財源更正	
5公園費	40,717	△1,219	39,498	△1,219				14工事請負費	△1,219	◎都市公園事業の減	△1,219
										○都市公園維持補修事業の減 工事請負費	△1,219 △1,219
計	631,906	△1,219	630,687	△18			△1,201				

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

1住宅管理費	58,298	△3,200	55,098	△2,532	△2,000		1,332	18負担金、補助及び交付金	△3,200	◎被災者住宅再建支援事業の減	△3,200
										○被災者住宅再建支援事業の減 被災者住宅再建支援事業補助金	△3,200 △2,000
										生活再建住宅支援事業補助金	△1,200
計	58,298	△3,200	55,098	△2,532	△2,000		1,332				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
5災害対策費	30,249	△829	29,420	3,108			△3,937	10需用費	△829	◎災害対策事業の減 ○災害対策事業の減 消耗品費 食糧費	△829 △829 △436 △393
計	407,230	△829	406,401	3,108			△3,937				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

3教育振興費	58,261	0	58,261	3,151			△3,151			財源更正	
計	129,976	0	129,976	3,151			△3,151				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1学校管理費	100,935	0	100,935	2,592			△2,592			財源更正	
2教育振興費	135,054	△1,065	133,989	446			△1,511	13使用料及び賃借料	△725	◎小学校教育振興事業の減 ○小学校教育振興事業の減 使用料及び賃借料 特別支援教育就学奨励費	△1,065 △1,065 △725 △340
								19扶助費	△340		
計	235,989	△1,065	234,924	3,038			△4,103				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1学校管理費	65,897	0	65,897	1,496			△1,496			財源更正	
--------	--------	---	--------	-------	--	--	--------	--	--	------	--

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

2教育振興費	75,021	△2,870	72,151	1,380			△4,250	1報酬	△99	◎中学校教育振興事業の減	△2,771
								18負担金、補助及び交付金	△2,353	○中学校教育振興事業の減	△2,771
										修学旅行キャンセル料負担金	△2,353
19扶助費	△418	準要保護就学援助費	△6								
										特別支援教育就学奨励費	△412
										◎部活指導員配置事業の減	△99
										○部活指導員配置事業の減	△99
										会計年度任用職員報酬	△99
計	140,918	△2,870	138,048	2,876			△5,746				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1社会教育総務費	69,960	0	69,960	△1,724			1,724			財源更正	
2公民館費	63,868	△737	63,131	△737				17備品購入費	△737	◎矢巾町公民館事業の減	△737
										○矢巾町公民館運営事業の減	△737
										感染症対策備品購入費	△737
3文化会館費	62,001	△737	61,264	△738			1	17備品購入費	△737	◎田園ホール運営事業の減	△737
										○田園ホール運営事業の減	△737
										感染症対策備品購入費	△737
4文化財保護費	8,248	△108	8,140	△74			△34	8旅費	△1	◎文化財保護事業の減	△66
								10需用費	△22	○文化財保護事業の減	△66
										費用弁償	△1
										衣装制作業務委託料	△25
12委託料	△45	加工用原料費	△40								
15原材料費	△40	◎埋蔵文化財保護事業の減	△42								
		○埋蔵文化財保存活用事業の減	△42								
		消耗品費	△22								
		歴史民俗資料館収蔵資料デジタルアーカイブ化業務委託料	△20								

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
5史跡公園建設費	42,256	△2,331	39,925	△900	△800		△631	7報償費 8旅費 12委託料 14工事請負費	△168 △633 △330 △1,200	◎徳丹城跡整備事業の減 ○史跡公園整備事業の減 謝礼 普通旅費 特別旅費 設計監理委託料 工事請負費	△2,331 △2,331 △168 △66 △567 △330 △1,200
6歴史民俗資料館費	7,232	△188	7,044	△94			△94	14工事請負費 17備品購入費	△175 △13	◎歴史民俗資料館事業の減 ○歴史民俗資料館管理事業の減 工事請負費 管理備品購入費	△188 △188 △175 △13
計	253,565	△4,101	249,464	△4,267	△800		966				

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

1保健体育総務費	39,731	△1,883	37,848	△146			△1,737	18負担金、補助及び交付金	△1,883	◎体育振興事業の減 ○東京2020オリンピック・パラリンピック事業の減 東京2020オリンピック聖火リレー経費負担金	△1,883 △1,883 △1,883
2体育施設費	100,356	0	100,356	5,064	△500		△4,564			財源更正	
3学校給食費	221,913	0	221,913	△1			1			財源更正	
計	362,000	△1,883	360,117	4,917	△500		△6,300				

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	7,500,355	7,970,718	358,200	789,396	7,539,522
(1) 総務	518,502	522,571	0	112,188	410,383
(2) 民生	136,965	123,507	0	13,518	109,989
(3) 衛生	336,617	335,640	0	8,988	326,652
(4) 農林水産	0	0	14,600	0	14,600
(5) 商工	0	0	0	0	0
(6) 土木	4,994,383	4,995,108	250,500	516,824	4,728,784
(7) 公営住宅	12,900	12,326	13,900	575	25,651
(8) 消防	49,528	58,399	23,100	12,364	69,135
(9) 教育	1,451,460	1,923,167	56,100	124,939	1,854,328
2 災害復旧債	254,143	211,287		42,945	168,342
3 減税補てん債	73,175	56,162		14,713	41,449
4 臨時財政対策債	5,114,436	5,121,991	362,106	377,468	5,106,629
5 減収補てん債	0	0	7,900	0	7,900
合 計	12,942,109	13,360,158	728,206	1,224,522	12,863,842

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位：人、千円)

区 分		職員数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考		
			報 酬	給 料	期末手当 <small>(年間支給率:月分)</small>	地域手当	寒冷地手当	通勤手当	その他の手当					計
補正後	長 等	2		15,787	5,275 (3.35)		140	65		21,267	2,746	24,013	退職手当負担金	3,073
	議 員	18	53,052		17,032 (3.35)					70,084	18,352	88,436		
	その他の 特別職	548	29,300	6,611	2,177 (3.35)		89	42		38,219	1,910	40,129	退職手当負担金	1,268
	計	568	82,352	22,398	24,484 (3.35)		229	107		129,570	23,008	152,578	退職手当負担金	4,341
補正前	長 等	2		15,787	5,275 (3.35)		140	65		21,267	2,746	24,013	退職手当負担金	3,073
	議 員	18	53,052		17,032 (3.35)					70,084	18,352	88,436		
	その他の 特別職	548	29,239	6,611	2,177 (3.35)		89	42		38,158	1,910	40,068	退職手当負担金	1,268
	計	568	82,291	22,398	24,484 (3.35)		229	107		129,509	23,008	152,517	退職手当負担金	4,341
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)		0	0		0	0	0	退職手当負担金	0
	議 員	0	0		0 (0.00)					0	0	0		
	その他の 特別職	0	61	0	0 (0.00)		0	0		61	0	61	退職手当負担金	0
	計	0	61	0	0 (0.00)		0	0		61	0	61	退職手当負担金	0

2 一般職
(1) 総括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	168 【0】	(183,328)	576,582 (42,466)	335,586 (14,826)	912,168 (240,620)	190,029 (25,505)	1,102,197 (266,125)	退職手当負担金 134,711 児童手当 7,605
補正前	168 【0】	(183,771)	576,582 (42,466)	335,586 (14,887)	912,168 (241,124)	190,029 (25,505)	1,102,197 (266,629)	退職手当負担金 134,711 児童手当 7,605
比 較	0 【0】	(△443)	0 (0)	0 (△61)	0 (△504)	0 (0)	0 (△504)	退職手当負担金 0 児童手当 0

※ 【】内は再任用短時間勤務職員について内書き、()内は会計年度任用職員について外書き。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	日直手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	災害派遣手当
	補正後	12,170	8,840	13,955	131,077	93,295	10,076	8,952	474	548	55,689	510	0
	補正前	12,170	8,840	13,955	131,077	93,295	10,076	8,952	474	548	55,689	510	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職 員 手 当	0	制度改正による増減分		
		その他の増減分		

報告第3号

令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処
分に係る報告について

令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和3年4月23日提出

矢巾町長 高橋昌造

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日
矢巾町長 高橋昌造

令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）

令和2年度矢巾町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44,486千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,365,827千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出予算補正

第1表

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県 支 出 金		1,717,260	△46,313	1,670,947
	1 県 補 助 金	1,717,260	△46,313	1,670,947
8 国 庫 支 出 金		1,989	1,827	3,816
	1 国 庫 補 助 金	1,989	1,827	3,816
補正されなかった款項にかかる金額		691,064		691,064
歳 入 合 計		2,410,313	△44,486	2,365,827

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		28,245	0	28,245
	1 総務管理費	18,485	0	18,485
2 保険給付費		1,669,407	△44,268	1,625,139
	1 療養諸費	1,466,971	△34,781	1,432,190
	2 高額療養費	194,251	△8,956	185,295
	3 移送費	31	△31	0
	6 傷病手当金	500	△500	0
3 国民健康保険事業費納付金		607,116	0	607,116
	1 医療給付費分	453,285	0	453,285
4 保健事業費		37,523	△218	37,305
	1 保健事業費	37,523	△218	37,305
補正されなかった款項にかかる金額		68,022		68,022
歳出合計		2,410,313	△44,486	2,365,827

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	435,549		435,549
2 使用料及び手数料	130		130
3 県支出金	1,717,260	△46,313	1,670,947
4 財産収入	3		3
5 繰入金	221,383		221,383
6 繰越金	22,888		22,888
7 諸収入	11,111		11,111
8 国庫支出金	1,989	1,827	3,816
歳入合計	2,410,313	△44,486	2,365,827

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	28,245		28,245	△156			156	
2 保険給付費	1,669,407	△44,268	1,625,139	△45,174			906	
3 国民健康保険事業費納付金	607,116		607,116	560			△560	
4 保健事業費	37,523	△218	37,305	284			△502	
5 基金積立金	49,168		49,168					
6 公債費	1		1					
7 諸支出金	17,853		17,853					
8 予備費	1,000		1,000					
歳出合計	2,410,313	△44,486	2,365,827	△44,486				

歳

入

2 歳 入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	1,716,269	△45,537	1,670,732	1 普通交付金	△44,674	普通交付金の減 △44,674
				2 特別交付金	△863	特別調整交付金分(市町村分)の増 928 県繰入金(2号分)の減 △2,075 特定健康診査等負担金の増 284
2 一部負担金特例措置支援事業費補助金	991	△776	215	1 一部負担金特例措置支援事業費補助金	△776	一部負担金特例措置支援事業費補助金の減 △776
計	1,717,260	△46,313	1,670,947			

(款) 8 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

1 災害等臨時特例補助金	513	1,983	2,496	1 災害等臨時特例補助金	1,983	災害等臨時特例補助金の増 1,983
2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1,476	△156	1,320	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	△156	社会保障・税番号制度システム整備費補助金の減 △156
計	1,989	1,827	3,816			

3 県支出金

歳

出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1一般管理費	13,048	0	13,048	△156			156		財源更正	
計	18,485	0	18,485	△156			156			

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

1一般被保険者療養給付費	1,449,504	△32,861	1,416,643	△33,368			507	18負担金、補助及び交付金	△32,861	◎一般被保険者療養給付事業の減 ○一般被保険者療養給付事業の減 一般被保険者療養給付費	△32,861 △32,861 △32,861
2退職被保険者等療養給付費	50	△26	24	△27			1	18負担金、補助及び交付金	△26	◎退職被保険者等療養給付事業の減 ○退職被保険者等療養給付事業の減 退職被保険者等療養給付費	△26 △26 △26
3一般被保険者療養費	12,846	△1,874	10,972	△1,897			23	18負担金、補助及び交付金	△1,874	◎一般被保険者療養費給付事業の減 ○一般被保険者療養費給付事業の減 一般被保険者療養支給費	△1,874 △1,874 △1,874
4退職被保険者等療養費	20	△20	0	△20				18負担金、補助及び交付金	△20	◎退職被保険者等療養費給付事業の減 ○退職被保険者等療養費給付事業の減 退職被保険者等療養支給費	△20 △20 △20
計	1,466,971	△34,781	1,432,190	△35,312			531				

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1一般被保険者高額療養費	193,930	△8,719	185,211	△9,093			374	18負担金、補助及び交付金	△8,719	◎一般被保険者高額療養費給付事業の減 △8,719 ○一般被保険者高額療養費給付事業の減 △8,719 一般被保険者高額療養費 △8,719
2退職被保険者等高額療養費	20	△20	0	△20				18負担金、補助及び交付金	△20	◎退職被保険者等高額療養費給付事業の減 △20 ○退職被保険者等高額療養費給付事業の減 △20 退職被保険者等高額療養費 △20
3一般被保険者高額介護合算療養費	300	△216	84	△217			1	18負担金、補助及び交付金	△216	◎一般被保険者高額介護合算療養費給付事業の減 △216 ○一般被保険者高額介護合算療養費給付事業の減 △216 一般被保険者高額介護合算療養費 △216
4退職被保険者等高額介護合算療養費	1	△1	0	△1				18負担金、補助及び交付金	△1	◎退職被保険者等高額介護合算療養費給付事業の減 △1 ○退職被保険者等高額介護合算療養費給付事業の減 △1 退職被保険者等高額介護合算療養費 △1
計	194,251	△8,956	185,295	△9,331			375			

(款) 2 保険給付費

(項) 3 移送費

1一般被保険者移送費	30	△30	0	△30				18負担金、補助及び交付金	△30	◎一般被保険者移送事業の減 △30 ○一般被保険者移送事業の減 △30 一般被保険者移送費 △30
------------	----	-----	---	-----	--	--	--	---------------	-----	--

(款) 2 保険給付費

(項) 3 移送費

2退職被保険者等移送費	1	△1	0	△1				18負担金、補助及び交付金	△1	◎退職被保険者等移送事業の減 ○退職被保険者等移送事業の減 退職被保険者等移送費	△1 △1 △1
計	31	△31	0	△31							

(款) 2 保険給付費

(項) 6 傷病手当金

1傷病手当金	500	△500	0	△500				18負担金、補助及び交付金	△500	◎傷病手当給付事業の減 ○新型コロナウイルス感染症傷病手当金給付事業の減 傷病手当金	△500 △500 △500
計	500	△500	0	△500							

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

1一般被保険者医療給付費分	453,285	0	453,285	560			△560			財源更正	
計	453,285	0	453,285	560			△560				

(款) 4 保健事業費

(項) 1 保健事業費

2疾病予防費	35,260	△218	35,042	284			△502	12委託料	△218	◎特定健康診査特定保健指導事業の減 ○特定健康診査特定保健指導事業の減 特定健康診査委託料	△218 △218 △218
計	37,523	△218	37,305	284			△502				

報告第4号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年4月23日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第5号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年4月23日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第6号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年4月23日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第7号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年4月23日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第8号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年4月23日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第9号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年4月23日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第10号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年4月23日提出

矢巾町長 高橋昌造